

# (仮称) オープンイノベーション・マッチング事業運営業務 委託仕様書

## 1. 事業目的

規模・業種を問わず、大企業を含めた市内企業に革新的な事業開発や課題解決へのチャレンジを働きかけるとともに、そのチャレンジに必要な資源・技術・知財などを持った企業を全国から呼び込み、マッチングすることで、既存の産業構造を超えた新たなビジネス展開を生み出すオープンイノベーションマッチングプログラムを実施し、市内産業全体の活性化につなげる。

## 2. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3. 業務内容

### 【運営体制と役割について】

- ・ 受託者は、以下のとおり「(仮称) オープンイノベーション・マッチング事業」の運営業務を行うものとする。なお、マッチング支援及び伴走支援は複数のチームが並行して実施されるため、十分な人員体制を準備すること。
- ・ 受託者は受託期間を通して、プログラム全体の進捗管理及び個々の伴走支援・マッチング支援の進捗を管理する管理責任者を配置するとともに、企業間連携やマッチングに精通した「マッチングコーディネーター」を配置すること。それぞれの氏名及び主な実績について提案書に記載すること。管理責任者とマッチングコーディネーターは同一人物が兼ねても構わない。
- ・ 事業実施は原則として神戸市内とするが、事業の目的・効果あるいは、新型コロナウイルス感染症の状況等によってはオンラインでの実施とする。

### (1) プログラムに参加する市内企業の募集

革新的な事業開発や課題解決に挑戦したい市内大企業・中堅企業（以下「ホスト企業」とする）の募集を行うこと。募集にあたってはマッチング支援まで受けられるコースと伴走支援まで受けられるコースの2種類を設定する。多種多様な業種から革新的な事業開発や課題解決に挑戦したい市内企業がそれぞれのニーズに合わせて応募ができるよう、効果的な募集方法や広報の仕方について提案すること。

また、応募のあった企業についてはヒアリングを実施し、マッチング対象事業の詳細について把握すること。

### (2) マッチング支援及び伴走支援へ参加する企業の決定

(1) でヒアリングを実施した企業のうち、ヒアリング内容や企業の意向等をもとに、各コースに参加するホスト企業を選定する。

プログラムに参加するホスト企業数は、マッチング支援まで受けられるコースは5～10社程度、伴走支援まで受けられるコースは5社程度とする。

### (3) 課題のブラッシュアップ及びプレゼンテーションに向けた支援

(2) で選定したホスト企業それぞれに対し、マッチングイベントに向けて、課題の明確化やブラッシュアップを行うとともに、プレゼンテーションのアドバイスなどを行う。

(4) マッチングイベントの開催及びパートナー企業の選定

ホスト企業の課題・挑戦内容に対し、必要な資源・技術・知財などを持った企業が集まるマッチングイベントを実施すること。また、当該イベントや応募のあった企業（以下「パートナー企業」とする）に対するヒアリング等を通じて、ホスト企業の課題・挑戦内容に最も適した技術等を持つパートナー企業を選定する。イベントの実施イメージ（会場や規模など）とあわせて、より多くの多種多様な資源・技術・知財などを持った企業が集まるような集客・告知方法について提案すること。

(5) 伴走支援及びマッチング支援の実施

マッチングイベント等を経て決定したホスト企業とパートナー企業を引き合わせ、それぞれ伴走支援・マッチング支援を実施すること。実施にあたっては、課題解決及び新規事業に向けた両者の取り組みについて、専門的視点からのファシリテーション等の必要な支援を行い、プログラム期間中に成果が発信できるよう進捗を管理する。また、実施にあたっての支援体制及び進捗管理体制について提案すること。

(6) 成果発表会の開催

伴走支援・マッチング支援の結果を発表する成果発表会を開催すること。開催にあたっては、市内外を問わず多くのマスコミや金融機関、企業等が出席もしくは観覧できるような手法を提案すること。

(7) 事業全体の適切な管理運営及び広報活動の実施

(1)～(6)の事業を実施するにあたり、確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、コンプライアンスや情報管理を的確に行うこと。また、ウェブサービス（ホームページ、SNSなど）を効果的に活用し、本事業の取り組みや各イベントの周知を図り、多種多様な分野から多くの企業が本事業に参画できるような仕組みを提案すること。

(8) その他これに付随する業務（都度進捗状況を共有するとともに必要に応じて協議を行うこと。）

(9) 実績報告書の提出（令和5年3月31日締め切り、様式不問）

#### 4. その他留意点

- ① 事業の進行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- ② 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ③ この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に神戸市の承認を得て再委託することができる。
- ④ この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、参加企業と協議のうえ、決定する。
- ⑤ 受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ⑥ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑦ 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

## 5. 成果物納品場所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課 都市型創造産業担当 長井・大槲  
電話 078-984-0334 電子メールアドレス sozosangyo@office.city.kobe.lg.jp